

建築計画等に伴う景観の事前協議についてのお願い

金沢市では、平成 21 年に「金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例」を制定し、旧城下町区域に残る貴重な歴史的街並みや豊かな自然環境を保全するとともに、新しい街におきましてもこれらの伝統環境との調和を意識しながら、快適で魅力ある街並みの形成をめざしております。

この間、建築行為が周辺の環境や街並み景観に及ぼす影響が大きいと予想される計画や景観的に特に配慮が必要とされる場所での計画等については、金沢市景観審議会建物部会に意見を聴き、個々の計画について景観面の配慮をお願いいたしております。

この建物部会は 1~2 ヶ月に 1 回の割合で開催されます。また、審議意見によっては一部計画の再検討をお願いすることもありますので、十分余裕を持ったスケジュールで事前協議してください。

■建物部会の審議に必要な資料は

- ① 計画概要を示す資料
事業者の住所氏名、計画地の地番及び位置図、敷地面積、用途、構造、階数、高さ、建築面積（建ぺい率）、延べ床面積（容積率）
- ② 図面
位置図、配置図、外構図（工作物や舗装・敷地の緑化計画等）、各階平面図、断面図、着色立面（各面）、外部仕上げ表（仕上げがわかるもの）、屋外に配置される設備機器等の計画図
- ③ 外観カラーパースもしくは CG パース
- ④ モンタージュパースによるシミュレーション（周辺からの見え方も必要となります）
- ⑤ 模型等（作成していれば）
- ⑥ 設計コンセプト（外観デザインに関することや景観に対する配慮、工夫点など）
- ⑦ 外観・外構構成材（仕上げ材）のサンプル

※提出資料は A 3 版とし、図面には設計者名を記入しないでください。

また、併せて電子データ（PDF、JPG 等）の提出もお願いいたします。